大阪市終身建物賃貸借事業認可実施要綱

制 定 平成20年5月15日 最近改正 令和7年10月1日

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法」という。)、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令(平成13年政令第250号。以下「政令」という。)、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第115号。以下「規則」という。)及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号)に定めるもののほか、終身建物賃貸借事業の認可に関する事務の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の認可の申請)

第2条 法第52条第1項の事業の認可(以下「事業の認可」という。)を受けようとする者(以下「終身賃貸事業者」という。)は、法第53条第1項の事業認可申請を行うときは、誓約書(第1号様式)及び別表1に掲げる書類を添付するものとする。

(事業の認可)

- 第3条 市長は、法第53条第1項の事業認可申請があった場合において、当該申請に 係る事業が、法第54条の認可の基準に適合すると認められ、かつ、申請者が次の各 号に掲げる場合のいずれにも該当しないと認めるときは、事業の認可をすることがで きる。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者
 - (3) 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(第9号において「暴力団員等」という。)
 - (5) 心身の故障により終身建物賃貸借事業を適正に行うことができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの
 - (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの
 - (7) 法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに第1号から第5号まで のいずれかに該当する者があるもの
 - (8) 個人であって、政令で定める使用人のうちに第1号から第5号までのいずれかに 該当する者があるもの
 - (9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(事業の認可の通知)

第4条 市長は、法第55条の事業の認可の通知を行うときは、事業認可通知書(第2号様式)によるものとする。

(事業の変更)

- 第5条 法第52条第1項の認可を受けた終身賃貸事業者(以下「認可事業者」という。) は、法第56条の事業の変更をしようとするときは、あらかじめ、事業変更認可申請 書(第3号様式)を、市長に提出するものとする。
- 2 前項の事業変更認可申請書には、別表1に掲げる添付書類のうち、当該変更に係る ものを添付するものとする。
- 3 第3条の規定は、第1項について準用する。この場合において、第3条中「法第53条第1項の事業認可申請」とあるものは「第5条第1項の事業変更認可申請」と読み替えるものとする。
- 4 市長は、法第56条第2項の事業変更認可の通知を行うときは、事業変更認可通知 書(第4号様式)によるものとする。
- 5 認可事業者は、規則第36条の軽微な変更を使用とするときは、事業の軽微な変更 届出書(第5号様式)を市長に提出するものする。

(賃貸住宅の届出)

- 第6条 認可事業者は、法第57条第2項の届け出を行おうとするときは、規則第41条 第2項各号に掲げる図書及び別表2に掲げる書類を添付するものとする。
- 2 市長は、前項の届け出があった場合において、当該届け出に係る住宅が法 57 条第 1項の基準に適合すると認めるときは、認可住宅番号通知書(第6号様式)による通 知を行うものとする。

(認可住宅の変更)

第7条 認可事業者は、法第57条第3項の届け出を行おうとするときは、認可住宅変 更届出書(第7号様式)に規則第41条第2項各号に掲げる図書及び別表2に掲げる 書類のうち、当該変更にかかるものを添付するものとする。

(事業内容の説明及び契約の締結)

- 第8条 認可事業者は、事業の認可に係る賃貸住宅(以下「認可住宅」という。)の賃借人の募集に係る広告その他の表示において、認可住宅であること及びその内容について十分に理解できるよう記述するものとする。
- 2 認可事業者は、認可住宅の終身建物賃貸借契約(以下「終身契約」という。)を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 認可住宅の賃借人と終身契約を締結するときは、国土交通省が作成し、公表した「終身建物賃貸借標準契約書」に準じた契約書により契約を行うこと
 - (2) 賃借人による解約の申入れができる場合の説明を行うとともに、認可住宅の賃借人となろうとする者から、終身契約の締結に先立ち体験的に入居するため仮に入居する旨の申出があった場合においては、終身建物賃貸借に先立ち、その者を仮に入居させるため定期建物賃貸借(1年以内の期間を定めたものに限る。)をするものであること、賃借人が死亡した後にはその同居配偶者等の継続居住が可能であること、期限付死亡時終了建物賃貸借に係る制度が設けられていること、前払家賃を徴収する場合は、その算定の基礎、想定居住月数を経過するより前に終身契約の解除若しくは解約があったときの返還方法及び具体的な保全措置の内容等を、認可住宅に入居しようとする者が正しく理解できるよう十分に説明すること
 - (3) 認可住宅の敷地の所有権その他認可住宅の整備及び管理に必要な権原の内容 について説明することとし、あわせて、認可住宅に対し、将来賃借権に優越する

可能性のある抵当権その他の権原が設定されている場合には、終身契約の締結に 先立ち、認可住宅の賃借人となろうとする者にその事実を説明すること

(4) 契約締結前に、終身契約の相手方に対して認可住宅に係る重要事項について記載した書面を交付して十分な説明を行うこととし、その際には説明を行った者及び説明を受けた者が記名を行うこと

(認可事業者による終身建物賃貸借の解約)

- 第9条 認可事業者は、法第59条第1項の終身建物賃貸借の解約を申し入れるために、 市長に解約の承認を受けようとするときは、解約申入承認申請書(第8号様式)に よるものとする。
- 2 前項の解約申入承認申請書には、解約の理由が発生したことを証する書類を添付 するものとする。
- 3 市長は、第1項の申請があった場合において、解約の承認をするときは、解約申 入承認通知書(第9号様式)により認可事業者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第10条 認可事業者は、法第67条の規定により、毎年3月末日現在の認可住宅の管理の状況について、当該年の6月末日までに管理状況報告書(第10号様式)により市長に報告するものとする。

(地位の承継)

- 第11条 法第68条第1項の事業の認可に基づく地位を承継した者は、地位承継届出書 (第11号様式)により、遅滞なく、市長に届け出るものとする。
- 2 法第68条第3項の権原を取得した者(以下「権原取得者」という。)は、事業の 認可に基づく地位の承継の承認を市長に申請するときは、地位承継承認申請書(第1 2号様式)によるものとする。
- 3 前項の地位承継承認申請書には、別表1に掲げる書類を添付するものとする。
- 4 市長は、前項の申請があった場合において、地位の承継の承認をするときは、地位 承継承認通知書(第13号様式)により当該権原取得者に通知するものとする。
- 5 第3条の規定は、第2項について準用する。この場合において、第3条中「法第53条第1項の事業認可申請」とあるものは「第11条第2項の地位承継承認申請」と読み替えるものとする。

(改善命令)

- 第12条 市長は、法第69条の規定により、改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、改善命令書(第14号様式)によるものとする。
- 2 市長は、前項の改善命令に先立ち改善の勧告を行う必要があると認めるときは、 改善勧告書(第15号様式)により改善勧告を行うことができる。

(事業の認可の取消し)

- 第13条 市長は、認可事業者が法第70条第1項各号のいずれかに該当するときは、事業の認可を取り消すことができる。
- 2 市長は、認可事業者が第3条第1項各号のいずれかに該当するときは、事業の認可 を取り消さなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定により事業の認可を取り消すときは、事業認可取消通知書 (第16号様式)により通知するものとする。

(事業の廃止)

第14条 認可事業者は、法第71条の事業の廃止を市長に届け出るときは、事業廃止届 出書(第17号様式)によるものとする。

附則

この要綱は、平成20年5月15日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前になされた第2条に規定する事業の認可の申請及び第9 条に規定する地位承継承認申請については、この要綱の改正後の規定にかかわらず、 なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成23年10月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前になされた第2条に規定する事業の認可の申請及び第9 条に規定する地位承継承認申請については、この要綱の改正後の規定にかかわらず、 なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年10月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する

附則

この要綱は、令和3年2月5日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表1 (第2条・第5条・第11条関係)

終身賃貸事業認可申請書 添付書類

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第32条第2項に規定する市長が必要

と認める書類

- 1 (認可を申請する者が法人である場合) 直前の法人市民税の納税証明書 (認可を申請する者が個人である場合) 直前の市民税の納税証明書
- 2 賃借人との終身建物賃貸借契約書の書式
- 3 賃借人との賃貸借契約時に交付する重要事項説明書の書式
- 4 その他大阪市長が必要と認めるもの

別表2 (第6条関係)

終身建物賃貸借に係る賃貸住宅届出書添付書類

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第41条第2項第3号に規定する市長

が必要と認める書類

- 1 (新築住宅の場合) 加齢対応構造等の基準チェックリスト (新築住宅) (既存住宅の場合) 加齢対応構造等の基準チェックリスト (既存住宅)
- 2 その他大阪市長が必要と認めるもの

大阪市長

住所又は居所

(法人その他の団体にあっては、) 事務所又は事業所の所在地

氏名

(法人その他の団体にあっては、) (その名称及び代表者の氏名

誓約書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第57条第1項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅において終身建物賃貸借事業を行うことを法第53条第2項に基づき誓約するとともに、次に掲げる要件に該当しないものであることを誓約します。

事業認可申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。

- □認可を受けようとする者(法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人(終身建物賃貸借事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。)、個人である場合においてはその者及び使用人)が、次に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約します。
 - 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法」という。)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者
 - 3 第70条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
 - 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
 - 5 心身の故障により終身建物賃貸借事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと ができない者
 - 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。)が1から5までのいずれかに該当するもの
 - 7 法人であって、その役員又は使用人のうちに1から5までのいずれかに該当する者があるもの
 - 8 個人であって、使用人のうちに1から5までのいずれかに該当する者があるもの
 - 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※認可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該者の 法定代理人については、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。

□法定代理人が、上記1から5までに掲げる欠格要件に該当しないことを誓約します。

様

大阪市長

公印

事業認可通知書

年 月 日付けで申請のあった終身建物賃貸借事業については、次のとおり 高齢者の居住の安定確保に関する法律第54条の規定により次のとおり認可したので、 同法第55条の規定により通知します。

記

- 1 認可事業者名
- 2 事業認可年月日
- 3 事業認可番号
- 4 許可の条件

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪 市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができま す。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

大阪市長

住所又は居所

(法人その他の団体にあっては、) 事務所又は事業所の所在地

氏名

(法人その他の団体にあっては、) (その名称及び代表者の氏名

事業変更認可申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第56条第1項の規定により、事業内容の変更を 次のとおり申請します。

記

事業認認可年月日	年 月 日
事業認可番号	
変更事項	

認可事業者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。

- □認可を受けようとする者(法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人(終身建物賃貸借事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。)、個人である場合においてはその者及び使用人)が、次に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約します。
 - 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法」という。)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者
 - 3 第70条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
 - 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
 - 5 心身の故障により終身建物賃貸借事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと ができない者
 - 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。)が1から5までのいずれかに該当するもの
 - 7 法人であって、その役員又は使用人のうちに1から5までのいずれかに該当する者があるもの
 - 8 個人であって、使用人のうちに1から5までのいずれかに該当する者があるもの
 - 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※認可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該者の 法定代理人については、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。

□法定代理人が、上記1から5までに掲げる欠格要件に該当しないことを誓約します。

(添付書類)

別表1に掲げる書類のうち当該変更に係るもの

様

大阪市長

公印

事業変更認可通知書

年 月 日付けで申請のあった終身建物賃貸借事業の変更については、次のとおり高齢者の居住の安定確保に関する法律第56条第1項の認可をしたので、同条第2項及び第55条の規定により通知します。

記

- 1 変更認可年月日
- 2 事業認可番号
- 3 認可の条件

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪 市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができま す。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

大阪市長

住所又は居所

法人その他の団体にあっては、 事務所又は事業所の所在地

氏名

○法人その他の団体にあっては、○その名称及び代表者の氏名

事業の軽微な変更届出書

大阪市終身建物賃貸借事業認可実施要綱第5条第5項の規定により、事業内容の変更を次のとおり届け出ます。

記

事業認可年月日	年	月	日	
事業認可番号	第		号	
変更事項				

認可事業者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。

- □認可を受けようとする者(法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人(終身建物賃貸借事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。)、個人である場合においてはその者及び使用人)が、次に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約します。
 - 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法」という。)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者
 - 3 第70条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
 - 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
 - 5 心身の故障により終身建物賃貸借事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと ができない者
 - 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。)が1から5までのいずれかに該当するもの
 - 7 法人であって、その役員又は使用人のうちに1から5までのいずれかに該当する者があるもの
 - 8 個人であって、使用人のうちに1から5までのいずれかに該当する者があるもの
 - 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※認可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該者の 法定代理人については、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。

□法定代理人が、上記1から5までに掲げる欠格要件に該当しないことを誓約します。

様

大阪市長

認可住宅番号通知書

年 月 日付けで届け出のあった終身建物賃貸借に係る賃貸住宅について、 大阪市終身建物賃貸借事業認可実施要綱第6条第2項の規定により認可住宅番号を通 知します。

記

1 認可する終身建物賃貸借に係る賃貸住宅の所在地 所在地

賃貸住宅の名称

2 認可住宅番号

大阪市長

住所又は居所 (法人その他の団体にあっては、) 事務所又は事業所の所在地

氏名 (法人その他の団体にあっては、) その名称及び代表者の氏名

認可住宅変更届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第57条第3項の規定により、終身建物賃貸借に 係る賃貸住宅の変更内容を次のとおり届け出ます。

記

事業認可番号	
認可住宅番号	
認可住宅名称	
変更事項	
変更予定年月日	

大阪市長

住所又は居所 (法人その他の団体にあっては、) 事務所又は事業所の所在地

氏名 (法人その他の団体にあっては、) その名称及び代表者の氏名

解約申入承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第59条第1項の規定により、終身建物賃貸借の解約の申入れの承認を次のとおり申請します。

記

事業認可番号 認可住宅番号 認可住宅名称	
解約の理由	該当するチェックボックスに「レ」マークを入れること。 □認可住宅の老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、当該住宅を適切な規模、構造及び設備を有する賃貸住宅として維持し、又は当該賃貸住宅に回復するのに過分の費用を要するに至ったため。 □賃借人(1戸の認可住宅に賃借人が2人以上いるときは、当該賃借人のすべて)が認可住宅に長期間にわたって居住せず、かつ、当面居住する見込みがないことにより、当該認可住宅を適正に管理することが困難となったため。

(添付書類)

従前入居者との契約解除の合意書の写し 従前入居者の転居先への入居を担保する書類

様

大阪市長

公印

解約申入承認通知書

年 月 日付けで申請のあった終身建物賃貸借の解約申入承認申請については、次のとおり高齢者の居住の安定確保に関する法律第59条第1項の承認をしたので大阪市終身建物賃貸借事業認可実施要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

事業認可番号	
認可住宅番号	
認可住宅名称	

大阪市長

住所又は居所 (法人その他の団体にあっては、) 事務所又は事業所の所在地

氏名 (法人その他の団体にあっては、) その名称及び代表者の氏名

管理状況報告書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第67条の規定により、次のとおり管理状況を報告します。

記

事業認可番号	
認可住宅番号	
認可住宅名称	
入居状況	別紙のとおり

(添付書類)

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 別記様式第1号別紙の写し 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 別記様式第2号別紙、別添1、別添2 の写し

年度 認可住宅の管理状況

年 月 日現在

						午	月	日現仕
通し 番号	住戸番号	空室 継続入居	契約日	契約 方法	生年		備	考

(添付書類)

前払家賃を徴収する場合、債務の保証その他国土交通大臣が定める措置を講じたことを示す書類(新たに作成したもの)

大阪市長

住所又は居所

法人その他の団体にあっては、 事務所又は事業所の所在地

氏名

○法人その他の団体にあっては、○その名称及び代表者の氏名

地位承継届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第68条第2項の規定により、終身建物賃貸借事業の認可に基づく地位の承継を次のとおり届け出ます。

記

事業認可年月日	
事業認可番号	
承継年月日	年 月 日

地位承継する者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。

- □認可を受けようとする者(法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人(終身建物賃貸借事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。)、個人である場合においてはその者及び使用人)が、次に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約します。
 - 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法」という。)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者
 - 3 第70条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
 - 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
 - 5 心身の故障により終身建物賃貸借事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと ができない者
 - 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。)が1から5までのいずれかに該当するもの
 - 7 法人であって、その役員又は使用人のうちに1から5までのいずれかに該当する者があるもの
 - 8 個人であって、使用人のうちに1から5までのいずれかに該当する者があるもの
 - 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※地位承継する者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該者の法定代理 人については、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。

□法定代理人が、上記1から5までに掲げる欠格要件に該当しないことを誓約します。

大阪市長

住所又は居所

法人その他の団体にあっては、 事務所又は事業所の所在地

氏名

(法人その他の団体にあっては、) (その名称及び代表者の氏名

地位承継承認申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第68条第3項の規定により、次のとおり終身建物賃貸借事業の認可に基づく地位の承継の承認を申請します。

記

事業認可年月日	
事業認可番号	
承継年月日	年 月 日

地位承継する者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。

- □認可を受けようとする者(法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人(終身建物賃貸借事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。)、個人である場合においてはその者及び使用人)が、次に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約します。
 - 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法」という。)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者
 - 3 第70条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
 - 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
 - 5 心身の故障により終身建物賃貸借事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと ができない者
 - 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。)が1から5までのいずれかに該当するもの
 - 7 法人であって、その役員又は使用人のうちに1から5までのいずれかに該当する者があるもの
 - 8 個人であって、使用人のうちに1から5までのいずれかに該当する者があるもの
 - 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ※地位承継する者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該者の法定代理 人については、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。
- □法定代理人が、上記1から5までに掲げる欠格要件に該当しないことを誓約します。

(添付書類)

地位承継する者が法人である場合においては、直前の法人市民税の納税証明書 地位承継する者が個人である場合においては、直前の市民税の納税証明書 賃借人との終身建物賃貸借契約書の書式 賃借人との賃貸借契約時に交付する重要事項説明書の書式

従前入居者との契約書の写し

様

大阪市長

公印

地位承継承認通知書

年 月 日付けで申請のあった終身建物賃貸借事業の認可に基づく地位 の承継については、高齢者の居住の安定確保に関する法律第68条第3項の承認をした ので次のとおり通知します。

記

事業認可年月日	
事業認可番号	
承継年月日	年 月 日

認可の条件

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を 代表する者は大阪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができ ます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求 に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

大阪市長

公印

改善命令書

年 月 日付け 第 号で認可した終身建物賃貸借事業について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第54条各号及び第57条第1項各号の基準に適合した管理を行っていないと認められるので、同法第69条の規定により、次のとおり必要な措置をとるべきことを命じます。

記

- 1 認可住宅の名称(認可住宅番号)
- 2 認可住宅の所在地
- 3 改善に必要な措置の内容
- 4 上記3の措置を講じる期限
- 5 上記3の措置が必要な理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪 市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができま す。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

大阪市長

公印

改善勧告書

年 月 日付け 第 号で認可した終身建物賃貸借事業について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第54条第1項各号及び第57条第1項各号の基準に適合した管理が行われていないと認められます。

つきましては、大阪市終身建物賃貸借事業認可実施要綱第12条第2項の規定により、 次のとおり改善に必要な措置をとるよう勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、高齢者の居住の安定確保に関する法律第69条の規 定により改善命令をすることがあります。

記

- 1 認可住宅の名称(認可住宅番号)
- 2 認可住宅の所在地
- 3 改善に必要な措置の内容
- 4 上記3の措置を講じる期限
- 5 上記3の措置が必要な理由

様

大阪市長

公印

事業認可取消通知書

年 月 日付け 第 号で認可した終身建物賃貸借事業について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第70条第1項の規定により、次のとおり事業の認可を取り消します。

記

- 取り消す認可事業事業認可番号事業認可年月日
- 2 取消しの理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を 代表する者は大阪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができ ます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求 に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

大阪市長

住所又は居所 (法人その他の団体にあっては、) 事務所又は事業所の所在地

氏名 (法人その他の団体にあっては、) その名称及び代表者の氏名

事業廃止届出書

次の認可を受けた事業について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第71条第1項の規定により、事業の廃止を届け出ます。

記

事業認可年月日	
事業認可番号	
廃止理由	

(添付書類) ※届け出を行った認可住宅全てについて、以下の書類を添付すること。

- 1 従前入居者との契約解除の合意書の写し
- 2 従前入居者の転居先への入居を担保する書類

加齢対応構造等のチェックリスト(新築住宅) 【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条第1号から第9号に規定する基準】

1. 申請事業の内容

※共同居住型賃貸住宅(賃借人(賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合にあっては、賃借人及び賃貸人)が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅をいう。)にあっては、共用部分に存する 便所及び浴室が 2. B1に掲げる基準に適合していること。

2. /	「リアフリー基準への対応状況		□のある欄/ ■に置き				□を■に置き換 自由欄はなるべく具体的		添付資料の 対応箇所等
住年	この規模、構造及び設備に関する基準		対応	ちの状況	2		計画数値・対処の	状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
Α [高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条第1号から第8	3号に	規定する基準】						
— F	Fは、原則として段差のない構造のものであること。		適合			非適合	B(高齢者の居住の安定確 則第34条第1項第9号に規 2(1)、2(3)記載参照		
二 盾	事下の幅						D 0 1/0\=1#4 + III		
	主たる廊下の幅は、七十八センチメートル以上 (柱の存する部分にあっては、七十五センチメートル以上)		適合			非適合	- Bの1(2)記載参照		
Ξ Η	3人口の幅								
	主たる居室の出入口の幅は七十五センチメートル以上		適合			非適合	Bの1(2)記載参照		
	浴室の出入口の幅は六十センチメートル以上		適合			非適合			
四洋	今 室								
	浴室の短辺は百三十センチメートル以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては、百二十センチメートル以上)		一戸建て 適合 → 非適合 →		戸	建て以外	※複数ある ¹ 浴室の短辺	易合は最も厳しい状況を記入 cm	
	面積は二平方メートル以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては、一・八平方メートル以上)		一戸建て 適合 → 非適合 →		戸	建て以外	※複数ある* 浴室の面積	易合は最も厳しい状況を記入 m ²	
	・ E戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するもの ること。								
	T≧19.5(T:踏面の寸法)		適合			非適合	- - Bの1(3)記載参照		
	R÷T≦22÷21(R:けあげの寸法)		適合			非適合	日の1(3)記載を照		
	55≦T+2R≦65		適合			非適合			
	こたる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合する であること。								
	T≧24(T:踏面の寸法)		適合			非適合	Bの2(2)記載参照		
	55≦T+2R≦65 (R:けあげの寸法)		適合			非適合			
tμ	よ下には手すりを設けること 							_	
	便所		適合			非適合	Bの1(4)記載参照	<u> </u>	
	浴室		適合			非適合		<u> </u>	
	住戸内の階段		適合			非適合			
は、	情数が三以上である共同住宅の用途に供する建築物に 原則として当該建築物の出入口のある階に停止する ベーターを設置すること。		適合			非適合	Bの2(3)記載参照		

B【高齢者	の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条第9号に規定	する基準】			
1 住宅の専	東用部分に係る基準				
	イ 日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、 便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」とい う。)、食事室及び特定寝室の存する階(接地階(地上階のうち 最も低い位置に存する階をいう。)を除く。)にあるバルコニー、 特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ 一の主たる経路をいう。以下同じ。)内の床が、段差のない構 造(5mm以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。)であるこ	基準範囲内で適合 →基準範囲を超え非適合 →	□ ○ ○ ⑥を除く日常生活空間の 5mm高を超える段差が生じな □ ○ ○ ⑥該当なし □ ○ ○ ⑥該当な □ □ ○ ⑥該当あるが下記のとおり □ ○ ○ ⑥該当あり下記のとおり □ ○ ○ ⑥該当あり下記のとおり	い Sり適合	
	と。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。				
	① 玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差	□ 該当部位なし		最も厳しい状況を記入	
	を20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を5mm 以下としたもの	□ 段差あるが左欄許容範囲内 →□ 段差があり左欄範囲を超える →	くつずりと玄関外側の高低差 くつずりと玄関土間の高低差	mm mm	
	② 玄関の上がりかまちの段差	□ 該当部位なし □ 該当部位あり			
	③ 勝手口その他屋外に面する開口部(玄関を除く。以下「勝手口等」という。)の出入口及び上がりかまちの段差	□ 該当部位なし □ 該当部位あり			
	④ 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差		※複数ある場合は最	最も厳しい状況を記入	
	a 介助用車いすの移動の妨げとならない位置に存すること。	□該当部位なし	段差部位の面積	m2	
	b 面積が8㎡以上9㎡(当該居室の面積が18㎡以 下の場合にあっては、当該面積の1/2)未満である こと。	□ 該当あり 左欄a~e許容範囲内 →	(居室全体の面積	m2)	
	c 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の 1/2未満であること。	□ 該当あり 左欄a~e範囲を超える →	段差部位長辺の長さ	mm	
	d 長辺(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が1,500mm以上であること。		段差部位がその他より	高い □低い	
(1) 段 差	e その他の部分の床より高い位置にあること。				
※専用住戸	⑤ 浴室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差(立ち	□ 該当部位なし	※複数ある場合は最 単純段差 段差の高さ	最も厳しい状況を記入 mm	
内部	上がりの部分が一の段差をいう。以下同じ。)としたもの又は浴室内外の高低差を120mm以下、またぎ高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの	□ 段差あるが左欄許容範囲内 →□ 段差があり左欄範囲を超える →	□ 手すり設置 浴室内外の高低差 の場合 またぎ高さ	É mm	
	⑥ バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない		※複数ある場合は最	最も厳しい状況を記入	
	住戸にあっては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み 段(奥行きが300mm以上で幅が600mm以上であり、当該踏		段差の種類 □ 単純段差 □	またぎ段差	
	み段とバルコニーの端との距離が1,200mm以上であり、かつ、1段であるものに限る。以下同じ。)との段差及び踏み段とかまちとの段差で180mm以下の単純段差としたものに	□ 該当部位なし	手すり設置 □ 設置済み □ i	設置可能 □ なし	
	限る。	□ 段差なし	踏み段有無 □ なし □ 1段	□ 2段以上	
	a 180mm(踏み段を設ける場合にあっては、360mm) 以下の単純段差としたもの	□ 段差あるが左欄a~c許容範囲内 →	踏み段寸法 奥行き mm	幅 mm	
	b 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの	□ 段差があり左欄a~c範囲を超える →	かまちとバルコニーとの段差	mm	
	c 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ 段差(踏み段を設ける場合にあっては、屋内側の高		踏み段とかまちとの段差	mm	
	さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまた ぎ段差)とし、かつ、手すりを設置できるようにしたも		バルコニーと踏み段との段差	mm	
	ø.		踏み段とバルコニー端との距離	mm	
	ロ 日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。ただ し、次に掲げるものにあっては、この限りでない。				
	① 玄関の出入口の段差		□ ①~⑥を除く日常生活空間外	トの床に段差なし	
	② 玄関の上がりかまちの段差	□ 基準範囲内で適合 →			
	③ 勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差	□ 基準範囲を超え非適合 →	□ ①~⑥該当なし		
	④ バルコニーの出入口の段差		□ ①~⑥該当あるが許容範囲内	Ī	
	⑤ 浴室の出入口の段差		□ ①~⑥該当あり許容範囲を起	超え非適合	
	⑥ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差				

(2)				□ 該当部位なし	※接数のの場合	は最も厳しい状況を記入	
			活空間内の通路の有効な幅員が780mm(柱等の箇	□ 該当部位あり 左欄許容範囲内 →	通路の有効幅員	mm	
通路及び出	別们	こめつて	には750mm)以上であること。	□ 該当部位あり 左欄範囲を超える →	柱等の箇所の有効幅員	mm	
入口の幅員	_	_ 1/	Mark Control of the C	日 欧当即区の / 在機能過ぎ過火の	正寸 5 四//1 5 日 7/1 四英		
スロの抽臭			活空間内の出入口(バルコニーの出入口及び勝手				
			入口を除く。)の幅員(玄関及び浴室の出入口につい	ロナ棚ナルナーできる。	川コロの大林福昌		
※専用住戸			F戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては引き残 た通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出	□ 左欄をみたして適合 →	出入口の有効幅員	mm	
内部			に通行工有効な幅員とし、玄関及び沿至以外の山 いては、軽微な改造により確保できる部分の長さを含	ロナ棚もひとさず北京へ	浴室出入口の有効幅員		
			いては、軽似な以近により催休できる部分の長さを含 0mm(浴室の出入口にあっては600mm)以上であるこ	□ 左欄をみたさず非適合 →	俗至四人口の有効幅貝	mm	
	ی۔ عے	/ /3 • / 3	の間におり出入口にありては000間間が以上であるこ				
	H				White the teacher	(4.8 + 26) (4.4) (9.4 5) 3	
			階段の各部の寸法が次の各式に適合していること。	□ 住戸内に階段はなく該当しない	※假剱める場合	は最も厳しい状況を記入	
			ームエレベーターが設置されている場合にあっては、	- muse + 7 /2 / - / A / 1 = 0 mm	6-E3		
	ΞØ.)限りて	だはない	□ 階段あるがホームエレベータも設置	勾配 /		
		イ勾	配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面				
			よの和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の				
		寸法が	ド195mm以上であること。	□ 階段があり左欄をみたして適合 →	けあげの寸法 mm	n	
		口蹴	込みが30mm以下であること。	□ 階段あるが左欄をみたさず非適合 →	踏面の寸法 mm	n	
(3)			に掲げる各部の寸法は、回り階段の部分において		※(けあげ)x2+(踏面)	= mm	
階段			面の狭い方の端から300mmの位置における寸法と				
PH +X			と。ただし、次のいずれかに該当する部分にあって		蹴込みの寸法 mm	n	
		は、イ	の規定のうち各部の寸法に関するものは適用しない				
※専用住戸		ものと	<u>する。</u>				
内部			① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成さ		□ 回り階段ではない		
			れ、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上		ロリエに数火しむ、回り吹	cn.	
			となる回り階段の部分		□ 以下に該当しない回り階	紋	
			② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、か		□ 屈曲部が左欄①に該当す	る回り階段	
			つ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる		口口中一种人	Z EI IN PH EII.	
			回り階段の部分		□屈曲部が左欄②に該当す	る凹り陌权	
			③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面		□ 屈曲部が左欄③に該当す	る回り階段	
	1	Ì	の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順になる同川際段の部分				
	-		順となる回り階段の部分				
	1	手すり	が、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に	□ 全空間で適合または該当しない			
	掲(ずる基2	準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び	□ 部分的に非適合あり			
	脱石	大室に	あっては、日常生活空間内に存するものに限る。	□ 適合がない			
		(L1)	(3)				
		空間	手すりの設置の基準				
			少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあって	□ 住戸内に階段はなく該当しない	※複数ある場合	は最も厳しい状況を記入	
			は両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700mm				
		階段	から900mmの位置に設けられていること。ただし、	□階段あるがホームエレベータも設置	勾配	1/	
			ホームエレベーターが設けられている場合にあって	□ 階段があり左欄をみたして適合 →	手すりの設置 口片側	□両側	
			は、この限りでない。	□ 階段あるが左欄をみたさず非適合 →	手すりの踏面からの高さ	mm	
		便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	□ 設置済みで適合			
		区加	立り座りのためのものが設けられてていること。	□ 左欄をみたさず非適合			
			NO. 18. 11. 2. 11. 2. 11. 2. 12. 2. 12. 12. 12	□ 住戸内に浴室はなく該当しない			
		浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。	□設置済みで適合			
				□ 左欄をみたさず非適合			
				昇降を要する段差がなく、靴の履き替えも			
		ナ 関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが	必要としないため該当しない			
		玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが 設置できるようになっていること。	必要としないため該当しない □ 設置済みで適合			
		玄関		□ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合			
		玄関		必要としないため該当しない □ 設置済みで適合			
		玄関脱衣		必要としないたの該当しない 設置済みで適合 下地処理があり適合 左欄をみたさず非適合			
			設置できるようになっていること。	・ 必要としないたの該当しない ・ 設置済みで適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 住戸内に脱衣所はなく該当しない ・ 設置済みで適合 ・ 下地処理があり適合			
		脱衣	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになって いること。	必要としないたの該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合 □ 左棚をみたさず非適合 □ 住戸内に脱衣所はなく該当しない □ 設置済みで適合			
		脱衣所	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 j止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空	・			
	間こ	脱衣 所 転落防ごとに、	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外	・ 必要としないたの該当しない ・ 設置済みで適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 住戸内に脱衣所はなく該当しない ・ 設置済みで適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 全空間で適合または該当しない			
(4)	間の部の	脱衣所を落けている。	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになって いること。 止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空 (ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外 、床等からの高さが「加以下の範囲又は開閉できな	・			
(4) 手すり	間の部の	脱充転落防ごとに面がまた。	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外	・ 必要としないたの該当しない ・ 設置済みで適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 住戸内に脱衣所はなく該当しない ・ 設置済みで適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 全空間で適合または該当しない			
(4) 手すり	間の部の	脱衣所を落けている。	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 5止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな。 也転落のおそれのないものについては、この限りでな	・ 必要としないたの該当しない ・ 設置済みで適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 住戸内に脱衣所はなく該当しない ・ 設置済みで適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 全空間で適合または該当しない ・ 部分的に非適合あり			
手すり	間の部の	脱衣 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 「止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな也転落のおそれのないものについては、この限りでな	・ 必要としないたの該当しない ・ 設置済みで適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 住戸内に脱衣所はなく該当しない ・ 設置済みで適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 全空間で適合または該当しない ・ 部分的に非適合あり			
手すり ※専用住戸	間の部の	脱衣所を落けている。	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 5止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな。 也転落のおそれのないものについては、この限りでな	・ 数要としないたの該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合 □ 佐棚をみたさず非適合 □ 住戸内に脱衣所はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合 □ 左欄をみたさず非適合 □ 全空間で適合または該当しない □ 部分的に非適合あり □ 適合がない			
手すり	間の部の	脱衣 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 「止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな也転落のおそれのないものについては、この限りでな	・ 必要としないたの該当しない ・ 設置済みで適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 住戸内に脱衣所はなく該当しない ・ 設置済みで適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 全空間で適合または該当しない ・ 部分的に非適合あり	□ 住戸内にバルコニーなし		
手すり ※専用住戸	間の部の	脱衣 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 「止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな也転落のおそれのないものについては、この限りでな	・ 数要としないたの該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合 □ 佐棚をみたさず非適合 □ 住戸内に脱衣所はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合 □ 左欄をみたさず非適合 □ 全空間で適合または該当しない □ 部分的に非適合あり □ 適合がない	□ 住戸内にバルコニーなし □ 存在するが外部からの高さ	·1m以下	
手すり ※専用住戸	間の部の	脱衣 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになって いること。 止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空 (ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外 、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな 也転落のおそれのないものについては、この限りでな (ろ) 手すりの設置の基準 ①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等)という。)の高さが650mm以上1,100mm	・ 数要としないたの該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合 □ 佐棚をみたさず非適合 □ 住戸内に脱衣所はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合 □ 左欄をみたさず非適合 □ 全空間で適合または該当しない □ 部分的に非適合あり □ 適合がない	ロ 存在するが外部からの高さ		
手すり ※専用住戸	間の部の	脱衣 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 広のための手すりが、次の表の(い) 項に掲げる空(ろ) 項に掲げる基準に適合していること。ただし、外、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな也転落のおそれのないものについては、この限りでな (ろ) 「おりの設置の基準 ①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。) の高さが650mm以上1,100mm 未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の	・ 数要としないたの該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合 □ 佐棚をみたさず非適合 □ 住戸内に脱衣所はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合 □ 左欄をみたさず非適合 □ 全空間で適合または該当しない □ 部分的に非適合あり □ 適合がない	□ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など車	云落のおそれなし	
手すり ※専用住戸	間の部の	脱所転送に面ののでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになって いること。 止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空 (ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外 、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな 也転落のおそれのないものについては、この限りでな (ろ) 手すりの設置の基準 ①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等)という。)の高さが650mm以上1,100mm	・ 数要としないたの該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合 □ 佐棚をみたさず非適合 □ 住戸内に脱衣所はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合 □ 左欄をみたさず非適合 □ 全空間で適合または該当しない □ 部分的に非適合あり □ 適合がない	□ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など車		
手すり ※専用住戸	間の部の	脱所を整に加めていい間がいい。	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 広のための手すりが、次の表の(い) 項に掲げる空(ろ) 項に掲げる基準に適合していること。ただし、外、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな也転落のおそれのないものについては、この限りでな (ろ) 「おりの設置の基準 ①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。) の高さが650mm以上1,100mm 未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の	・ 数要としないたの該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合 □ 佐棚をみたさず非適合 □ 住戸内に脱衣所はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合 □ 左欄をみたさず非適合 □ 全空間で適合または該当しない □ 部分的に非適合あり □ 適合がない	□ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など車	云落のおそれなし	
手すり ※専用住戸	間の部の	脱所転送に面ののでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外 床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな 也転落のおそれのないものについては、この限りでな 「腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm 未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。		□ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など事 ※複数ある場合 腰壁等の高さ	云落のおそれなし は最も厳しい状況を記入 mm	
手すり ※専用住戸	間の部の	脱所を転送した。	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 広のための手すりが、次の表の(い) 項に掲げる空(ろ) 項に掲げる基準に適合していること。ただし、外、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな也転落のおそれのないものについては、この限りでな (ろ) 「おりの設置の基準 ①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。) の高さが650mm以上1,100mm 未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の	・ 必要としないたの該当しない ・ 設置済みで適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 生標をみたさず非適合 ・ 住戸内に脱衣所はなく該当しない ・ 設置済みで適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 全空間で適合または該当しない ・ 部分的に非適合あり ・ 適合がない	□ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など転 ※複数ある場合	☆落のおそれなし ☆は最も厳しい状況を記入	
手すり ※専用住戸	間の部の	脱所を転送した。	設置できるようになっていること。 本服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 j止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな也転落のおそれのないものについては、この限りでな (ろ) 手すりの設置の基準 ①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm 未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合に		□ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など事 ※複数ある場合 腰壁等の高さ	云落のおそれなし は最も厳しい状況を記入 mm	
手すり ※専用住戸	間の部の	脱所を転送した。	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな也転落のおそれのないものについては、この限りでな (ろ) 手すりの設置の基準 ①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm 未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。		□ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など転 ※複数ある場合 腰壁等の高さ 手すりの腰壁等からの高さ	伝落のおそれなし は最も厳しい状況を記入 mm	
手すり ※専用住戸	間の部の	脱所を転送した。	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 」はのための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな也転落のおそれのないものについては、この限りでな (ろ) 「手すりの設置の基準 ①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm よ満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するよ		□ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など転 ※複数ある場合 腰壁等の高さ 手すりの腰壁等からの高さ	伝落のおそれなし は最も厳しい状況を記入 mm	
手すり ※専用住戸	間の部の	脱所を転送した。	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外 床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できなし転落のおそれのないものについては、この限りでなし転落のおそれのないものについては、この限りでな「後しまない。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、 腰壁等の高さが300mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300mm以上の高さに達するように設けられていること。		□ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など転 ※複数ある場合 腰壁等の高さ 手すりの腰壁等からの高さ	伝落のおそれなし は最も厳しい状況を記入 mm	
手すり ※専用住戸	間の部の	脱所を転送した。	設置できるようになっていること。 本服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 近いのための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな也転落のおそれのないものについては、この限りでな (ろ) 「まりの設置の基準 ①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm 未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ②腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ②腰壁等の高さが300mm以上の高さに達するように設けられていること。 ②腰壁等の高さが300mm以上の高さに達するように設けられていること。	・ 数要としないたの該当しない ・ 設置済みで適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 全空間で適合または該当しない ・ 部分的に非適合あり ・ 適合がない ・ 該当部位なし → ・ 該当部位あり 左欄をみたさない →	□ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など事 ※複数ある場合 腰壁等の高さ 手すりの腰壁等からの高さ 手すりの床面からの高さ	伝落のおそれなし は最も厳しい状況を記入 mm	
手すり ※専用住戸	間の部の	脱所を転送した。	設置できるようになっていること。 本服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 方止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな也転落のおそれのないものについては、この限りでな (ろ) 「まりの設置の基準 ①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等)という。)の高さが650mm以上,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁の高さが300mm以上の500mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300mm以上の高さに達するように設けられていること。		□ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など転 ※複数ある場合 腰壁等の高さ 手すりの腰壁等からの高さ	伝落のおそれなし は最も厳しい状況を記入 mm	
手すり ※専用住戸	間の部の	脱所を転送した。	設置できるようになっていること。 本服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 はのための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな也転落のおそれのないものについては、この限りでな (ろ) 「ますりの設置の基準 ①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁の高さが300mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁等の高さが300mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁等の高さが300mm以上の高さに達するように設けられていること。	・ 数要としないたの該当しない ・ 設置済みで適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 全空間で適合または該当しない ・ 部分的に非適合あり ・ 適合がない ・ 該当部位なし → ・ 該当部位あり 左欄をみたさない →	□ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など事 ※複数ある場合 腰壁等の高さ 手すりの腰壁等からの高さ 手すりの床面からの高さ	云落のおそれなし は最も厳しい状況を記入 mm nnn	
手すり ※専用住戸	間の部の	脱所を転送した。	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 」はのための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな地転落のおそれのないものについては、この限りでな (ろ) 事すりの設置の基準 ①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm 以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁の高さが300mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁等の高さが300mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰を等の高さが300mm以上の高さに達するようにとけられていること。 ② では、原産等のように設けられていること。 ② では、原産等の高さが300mm未満の場合にあっては、た面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ①窓合その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓合等」という。)の高さが650mm以上800mm	・ 数要としないたの該当しない ・ 設置済みで適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 全空間で適合または該当しない ・ 部分的に非適合あり ・ 適合がない ・ 該当部位なし → ・ 該当部位あり 左欄をみたさない →	□ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など東 ※複数ある場合 腰壁等の高さ 手すりの腰壁等からの高さ 手すりの床面からの高さ □ 住戸内に窓なし □ 存在するが外部からの高さ	正落のおそれなし は最も厳しい状況を記入 mm mm mm	
手すり ※専用住戸	間の部の	脱所を転送した。	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな也転落のおそれのないものについては、この限りでな (ろ) 事すりの設置の基準 ①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm 未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300mm以上の高さに達するように設けられていること。 ① 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以上800mm 未満の場合にあっては、床面から800mm(3階以上800mm 未満の場合にあっては、床面から800mm(3階以上800mm (3階以上800mm (3階以上	・ 数要としないたの該当しない ・ 設置済みで適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 全空間で適合または該当しない ・ 部分的に非適合あり ・ 適合がない ・ 該当部位なし → ・ 該当部位あり 左欄をみたさない →	□ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など東 ※複数ある場合 腰壁等の高さ 手寸りの腰壁等からの高さ 手寸りの床面からの高さ	正落のおそれなし は最も厳しい状況を記入 mm mm mm	
手すり ※専用住戸	間の部の	脱所を転送した。	設置できるようになっていること。 本服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 数要としないたの該当しない ・ 設置済みで適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 全空間で適合または該当しない ・ 部分的に非適合あり ・ 適合がない ・ 該当部位なし → ・ 該当部位あり 左欄をみたさない →	□ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など素 ※複数ある場合 腰壁等の高さ 手寸りの腰壁等からの高さ 手寸りの床面からの高さ □ 住戸内に窓なし □ 存在するが外部からの高さ	正落のおそれなし は最も厳しい状況を記入 mm nm nm	
手すり ※専用住戸	間の部の	脱所 転ごひと (い)間 パコニー	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな也転落のおそれのないものについては、この限りでな (ろ) 事すりの設置の基準 ①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm 未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300mm以上の高さに達するように設けられていること。 ① 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以上800mm 未満の場合にあっては、床面から800mm(3階以上800mm 未満の場合にあっては、床面から800mm(3階以上800mm (3階以上800mm (3階以上		□ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など素 ※複数ある場合 腰壁等の高さ 手寸りの膝壁等からの高さ 手寸りの床面からの高さ □ 住戸内に窓なし □ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など素 ※複数ある場合	正落のおそれなし は最も厳しい状況を記入 mm mm mm	
手すり ※専用住戸	間の部の	脱所 転ごかま (い)間 ルー 階 の	設置できるようになっていること。 本服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 数要としないたの該当しない ・ 設置済みで適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 下地処理があり適合 ・ 左欄をみたさず非適合 ・ 全空間で適合または該当しない ・ 部分的に非適合あり ・ 適合がない ・ 該当部位なし → ・ 該当部位あり 左欄をみたさない →	□ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など素 ※複数ある場合 腰壁等の高さ 手寸りの腰壁等からの高さ 手寸りの床面からの高さ □ 住戸内に窓なし □ 存在するが外部からの高さ	正落のおそれなし は最も厳しい状況を記入 mm nm nm	
手すり ※専用住戸	間の部の	脱所 転ごかる (し空 バコニ 2以	設置できるようになっていること。 本服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		□ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など東 ※複数ある場合 腰壁等の高さ 手寸りの腰壁等からの高さ 手寸りの床面からの高さ □ 住戸内に窓なし □ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など東 ※複数ある場合 窓台等の高さ	正落のおそれなし は最も厳しい状況を記入 mm mm mm st1m以下 元落のおそれなし は最も厳しい状況を記入	
手すり ※専用住戸	間の部の	脱所 転ごかま (い)間 ルー 階 の	設置できるようになっていること。 本服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 」上のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな也転落のおそれのないものについては、この限りでな (ろ) 「まりの設置の基準 ①腰壁等のおそれのないものについては、この限りでなった。から、の高さが650mm以上1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300mm以上の高さに達するように設けられていること。 ①窓合その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓合等」という。)の高さが650mm以上800mm以上のるさりに改けられていること。		□ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など東 ※複数ある場合 腰壁等の高さ 手寸りの腰壁等からの高さ 手寸りの床面からの高さ 手寸りの床面からの高さ □ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など東 ※複数ある場合 窓台等の高さ 手寸りの窓台等からの高さ	伝落のおそれなし は最も厳しい状況を記入 mm nm mm st1m以下 伝落のおそれなし は最も厳しい状況を記入	
手すり ※専用住戸	間の部の	脱所 転ごかま (い)間 ルー 階 の	設置できるようになっていること。 本服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。		□ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など東 ※複数ある場合 腰壁等の高さ 手寸りの腰壁等からの高さ 手寸りの床面からの高さ □ 住戸内に窓なし □ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など東 ※複数ある場合 窓台等の高さ	正落のおそれなし は最も厳しい状況を記入 mm mm mm st1m以下 元落のおそれなし は最も厳しい状況を記入	
手すり ※専用住戸	間の部の	脱所 転ごかま (い)間 ルー 階 の	設置できるようになっていること。 本服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 」はのための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな地転落のおそれのないものについては、この限りでない。 「(ろ) 手すりの設置の基準 ①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁の高さが300mm以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁等の高さが300mm以上の高さに達するように設けられていること。 ①窓合その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以上の高さに違けられていること。 ①窓合その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以上の高さに違するように設けられていること。		□ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など東 ※複数ある場合 腰壁等の高さ 手寸りの腰壁等からの高さ 手寸りの床面からの高さ 手寸りの床面からの高さ □ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など東 ※複数ある場合 窓台等の高さ 手寸りの窓台等からの高さ	正落のおそれなし 「III 展も厳しい状況を記入 「III III III III III III III III III I	
手すり ※専用住戸	間の部の	脱所 転ごかま (い)間 ルー 階 の	設置できるようになっていること。 衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できな也転落のおそれのないものについては、この限りでな (ろ) 事すりの設置の基準 ①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm 以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300mm以上の高さに達するように設けられていること。 ①窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以上の高さに設けられていること。 ①窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以上の高さに違するように設けられていること。		□ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など東 ※複数ある場合 腰壁等の高さ 手すりの腰壁等からの高さ 手すりの床面からの高さ □ 住戸内に窓なし □ 存在するが外部からの高さ □ 存在するが非開閉窓など東 ※複数ある場合 窓台等の高さ 手すりの窓台等からの高さ 至:手すりの床面からの高さ	正落のおそれなし 「は最も厳しい状況を記入 「IIII 「IIIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIIII 「IIII 「IIIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIII 「IIIIII	

日本年のが外部からの高さ1m以下 日本年のが外部からの高さ1m以下 日本年のが外部からの高さ1m以下 日本年のが外部からの高さ1m以下 日本年のが外部からの高さ1m以下 日本年のが外部からの高さ1m以下 日本年のが外部からの高さ1m以下 日本年のが外部からの高さ1m以下 日本年のが外部からの高さ1m以下 日本年のが外部からの高さ 12 日本年のが今部からの高さ 12 日本年のからの高さ 12 日本年のからの高さ 12 日本年のの世界がよりの高さ 13 日本年のの世界がよりの高さ 14 日本年のの世界がよりの高さ 15 日本年のの世界がよりの高さ 15 日本年のの世界がよりの高さ 16 日本年のの世界がよりの高さ 17 日本年のの世界がよりの高さ 18 日本年のの地面の関係が、内法寸はではの時期が、日本年の関係を表すとない 日本年の日期がよりが表するとと 日本年の日期がよりが表するとと 日本年の日期がよりが表するとと 日本年の日期がよりが表するとと 日本年の日期がよりが表すること 日本年の日期がよりが表すること 日本年の日期がよりが表する。日本日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	2を記入
及び おっては、味面 保険にあっては強縮の先頭から 2 お当都位あり 左右からの精力に関するように設けられていること 3 2 接触等の高さから50mmよしの高さに達するように設けられている。 3 2 接触等の5.500mm以上の高さに達するように設けられている。 3 2 接触等の5.500mm以上の高さに達するように設けられている。 3 2 接触等の5.500mm以上の高さに達するように設けられている。 3 2 接触等の5.500mm以上の高さに違するように設けられている。 3 2 接触等の5.500mm以上の高さに違するように設けられている。 3 2 表別によりたがのチャリの手キリクチャリティア疾血(機能にあっては、	2を記入
(4) 下すり (1) 数当部位あり 左欄的容範囲内	记を記入
(4) 下すり (1.5 個	记を記入
※専用住戸 内部	
内部 歴史等から800m以上の高さに達するように設けられていること。	
ハ 転落防止のための手すりの手すり子で疾面(階段にあって は諸重のを細) 友は羅世等又は窓台等(歴史等又は窓台等の 高さか650m未満の場合に限る。) からの高さが800m以内の 部分に再するものの相互の間隔が、内法寸法で110m以下で あること。	
は諸面の元弟)及び腰壁等又は窓台等(腰壁等又は窓台等の高さが6500mm以内の	
部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。 □ は当部位あり を概をみたさない → □ は 当部位あり を概をみたさない → □ は 当時位あり を概をみたさない → □ は 当時位あり を概をみたさない → □ は 当時位あり を概をみたさない → □ は 当時であること。 □ は 一 は 一 は 当時であること。 □ は 一 は 当時であること。 □ は 一 は 一 は 当時である。 □ は 一 は 一 は 一 は 当時である。 □ は 日 常生活空間の使所が次のいずれかに掲げる基準に適合 □ の 一 は 当合 → □ よ 一 は 一 は 一 は 一 は 一 は ままままままままままままままままま	
(5) 日常生活空間のうち、使所が特定寝室の存する階にあること。 □ 住戸内に駅の別はなく該当しない □ 階の別はなる影当との □ 同一階になく非適合 □ 同一階になく非適合 □ 同一階になく非適合 □ 同一階になく非適合 □ 同一階になく非適合 □ 同一階になく非適合 □ 市務にの、第四のでである。 □ を開からでは、第四のでである。 □ を開きられたして適合 → 「「「「「「「「」」」」 を関かる。場合は最も厳しい状況を配入 表別の内法寸法で1,300mm以上であること。 ② 使器の前カスは側方について、便器と壁の距離(ドフの間放により確保できる部分の長さを含む。)がら30mm以上であること。 □ を欄をみたさず非適合 → 「「」 を欄をみたさず非適合 → 「」 を間に定る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、「」 「」 計当しない 「」 非適応 「」 非適応 「」 非適応 「」 非適応 「」 非適応 「」 非適応 「」 共用廊下がない 「」 共用廊下の床に高低差がない 「」 共用廊下がない 「」 ま述をがよりま述をがない。 「」 ま述とない 「」 共用廊下がない 「」 共用廊下がない 「」 共用廊下がない 「」 共用廊下がない 「」 ま述とない 「」 共用廊下がない 「」 共用廊下がない 「」 共用廊下がない 「」 ま述とない 「」 ま述をがない 「」 ま述をがない 「」 ま述をがないま述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述述を述	
(5)	
□ 同一階になく非適合 □ 同一階になく非適合 □ 適合 □ 調適合 □ 調適合 □ 非適合 □ 非適合 □ 非適合 □ 表現(軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が内法寸法で1,300mm以上であること。 □ を欄をみたして適合 □ を欄をみたさず非適合 □ を欄をみたして適合 □ を欄をみたして適合 □ を欄をみたして適合 □ を欄をみたして適合 □ を欄をみたとず非適合 □ を欄をみたとず非適合 □ を欄をみたさず非適合 □ 該当しない □ 非適合 □ は当しない □ 共用廊下の床が、段差のない構造であること。 □ な当しない □ は当しない □ は当しない □ は当しない □ 共用廊下の床が、段差のない構造であること。 □ な当しない □ は当しない □ はませない □ はまない	
(6) 長辺(軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。) 非適合	
(6) 便所及び寝室 ※専用住戸内部 ② 使器の前方又は側方について、便器と壁の距離(ドア内部) は場所を対えは側方について、便器と壁の距離(ドア内部) を表さらかり表さらむ。)が500mm以上であること。 □ 特定寝室の面積が内法寸法で9㎡以上であること。 □ 特定寝室の面積が内法寸法で9㎡以上であること。 □ 特定寝室の面積が内法寸法で9㎡以上であること。 □ 特定寝室の面積が内法寸法で9㎡以上であること。 □ 大棚をみたとず非適合 → 寝室の面積(内法寸法) □ 左欄をみたして適合 → 定欄をみたとず非適合 → で表がなくともの経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。 □ 該当する共用廊下なし(長屋形式等) □ 該当しない □ 対理合 □ は当しない □ は当しない □ は当しない □ は当しない □ は当しない □ は当しない □ 共用廊下の床が、段差のない構造であること。 □ 5mmを超える段差があり非適合 □ は当しない □ 共用廊下の床が、日本のよりは、「□ は当しない □ 共用廊下がない □ は当しない □ 共用廊下の床が、日本のよい構造であること。 □ は当しない □ は当しない □ は当しない □ は当しない □ 共用廊下の床が、日本のよい構造であること。 □ は当しない □ は当しない □ は当しない □ 共用廊下がない □ は当しない □ 共用廊下がない □ は当しない □ 共用廊下がない □ は当しない □ 共用廊下の床がない □ は当しない □ 共用廊下がない □ は当しない □ は当しない □ は当しない □ は当しない □ は当しない □ 共用廊下がない □ は当しない □ 共用廊下がない □ は当しない □ 共用廊下がない □ は当しない □ 共用廊下がない □ 共用廊下がない □ は当しない □ 共用廊下がない □ は当しない □ 共用廊下がない □ は当しない □ 共用廊下がない □ 共用廊下がない □ は当しない □ 共用廊下がない □ は当しない □ 共用廊下がない □ は当しない □ 共用廊下がない □ 共用廊下がない □ は当しない □ 共用廊下がない □ は当しない □ は □ は □ は □ は □ は □ は □ は □ は □ は □	
(6) 便所及び寝室 ※専用住戸 内部 ② 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離(ドア の開放により確保できる部分の長さを含む。)が500mm以上であること。 □ 右欄をみたして適合 → 便器と壁の距離 ・	
全 ※専用住戸 内部 ② 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離(ドア の開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が500mm以上であること。 □ た欄をみたして適合 → 寝室の面積(内法寸法) □ 特定寝室の面積が内法寸法で9㎡以上であること。 □ た欄をみたして適合 → 寝室の面積(内法寸法) □ た欄をみたとず非適合 → 寝室の面積(内法寸法) □ た欄をみたとず非適合 → ではできるのでは、次に掲げる基準に適合していること。 □ た欄をみたとず非適合 → ではできるのでは、次に掲げる基準に適合していること。 □ た欄をみたとで適合 → ではできるのでは、次に掲げる基準に適合していること。 □ た欄をみたとず非適合 → ではではできるのではないではできるのではできるのではではできるのできるのではできるのではできるのできるのではできるのできるのではできるのではできるのできるのできるのではできるのできるのではできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるのではできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるのできるの	
(2 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離にアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が500mm以上であること。 □ 特定寝室の面積が内法寸法で9㎡以上であること。 □ 左欄をみたとず非適合 → 寝室の面積(内法寸法) m2 □ 左欄をみたさず非適合 → 寝室の面積(内法寸法) m2 □ 左欄をみたさず非適合 → で記しているとをである。 □ を欄をみたさず非適合 → で記しているとをである。 □ を欄をみたさず非適合 → で記しているとをである。 □ を欄をみたさず非適合 → で記しているとをである。 □ を欄をみたさず非適合 → で記している。 □ を欄をみたさず非適合 → で記している。 □ を欄をみたさず非適合 → で記しているとをである。 □ を欄をみたさず非適合 → で記している。 □ を関している。 □ を図している。 □ を図してい	
きる部分の長さを含む。) が500mm以上であること。 □ 特定寝室の面積が内法寸法で9㎡以上であること。 □ 左欄をみたして適合 → 寝室の面積 (内法寸法) m2 □ 左欄をみたさず非適合 → で調整の面積 (内法寸法) m2 □ 方欄をみたさず非適合 → で調整の面積 (内法寸法) m2 □ 方欄をみたさず非適合 → で調整の面積 (内法寸法) m2 □ お当しない □ 非適合 □ 該当しない □ 共用廊下の床が、段差のない構造であること。 □ 5mmを超える段差があり非適合 □ 該当しない □ 共用廊下がない □ 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げ □ 高低差あるが基準対応して適合 □ 共用廊下に高低差がない □ 共用廊下に高低差がない □ 共用廊下に高低差がない □ 高低差あり基準未対応で非適合	
□ 特定寝室の面積が内法寸法で9m以上であること。 □ 左欄をみたさず非適合 → 2 住宅の共用部分に係る基準 住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。 □ 非適合 □ 非適合 □ 計適合 □ 計適合 □ 計適合 □ 計適合 □ 計適合 □ 計適合 □ 計画合 □ 計画を超える段差なる適合 □ 計画とない □ 計画を超える段差があり非適合 □ 計画を超える段差がありま適合 □ 計画を超える段差がありま適合 □ 計画でがない □ 計画でがない □ 共用廊でがない □ 共用廊でがない □ 当に差あり基準未対応で非適合 □ 共用廊でに高低差がない	
□ 左欄をみたさず非適合 → 2 住宅の共用部分に係る基準 住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。 □ 該当する共用廊下なし(長屋形式等) □ 適合 □ 非適合 □ 非適合 □ 対当しない □ 共用廊下の床が、段差のない構造であること。 □ 5mmを超える段差なく適合 □ 5mmを超える段差があり非適合 □ 禁当しない □ 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げ る基準に適合していること。 □ 専当しない □ 共用廊下がない □ 無用廊下の床に高低差がないる基準対応して適合 □ 高低差あり基準未対応で非適合	
住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。	
用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。 □ 適合 □ 非適合 □ 該当しない □ 技当しない □ 技当しない □ 共用廊下の床が、段差のない構造であること。 □ 5mmを超える段差なく適合 □ 5mmを超える段差があり非適合 □ 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げ □ 高低差あるが基準対応して適合 □ 共用廊下に高低差がない □ 当時当しない □ 共用廊下がない □ 当時当しない □ 共用廊下がない □ 高低差あり基準未対応で非適合	
□ 該当しない □ 対用廊下の床が、段差のない構造であること。 □ 5mmを超える段差なく適合 □ 5mmを超える段差があり非適合 □ 該当しない □ 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。 □ 高低差あるが基準対応して適合 □ 高低差がり基準未対応で非適合	
□ 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げ る基準に適合していること。 □ 高低差あるが基準対応して適合 □ 高低差あり基準未対応で非適合	
□ 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。 □ 高低差あるが基準対応して適合 □ 高低差あり基準未対応で非適合	
る基準に適合していること。	
※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
	を記入
① 勾配が1/12以下(高低差が80mm以下の場合にあっては1/8以下)の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾 □ 左欄をみたして適合 → 生じた高低差 □ 傾斜路のみで対応	
斜路及び段が併設されていること。 □ 左欄をみたさず非適合 → □ 傾斜路と段の併設で対応(②に記述)	
設けた傾斜路勾配 1/	14823
② 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イの	:を記入
①から④までに掲げる基準※に適合していること。	
① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法	
(1)	
② 蹴込みが30mm以下であること。蹴込みの寸法	
(2)イ ①か ③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段	
S④	
④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端	
いること。	1
※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 ハ 手すりが共用廊下(次の①及び②に掲げる部分を除く。)の ロ 該当したい、 手士りの診療 ロ 片側 ロ 声側	
/ チョリか、共用廊 「 (次の) (及の) (海 (すっ が か で 除 に) が	で記入
□ 手すりの設置がなく非適合	?を記入
(1) 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分	記を記入
□ は戸てい他の主の山入口、父差する動脈がめる即方 その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分	2を記入
	花部入
手すり設置を回避した具体の箇所:	3を記入
② エントランスホールその他手すりに沿って通行すること が動線を著しく延長させる部分	2を記入

				※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
		 二 直接外部に開放されている共用廊下(1階に存するものを		□開放された共用廊下なし	
		除く。)にあっては、次に掲げる基準に適合していること。	□ 該当部位なし →	□ 存在するが1階のため適用外	
			D ************************************		
	(1)	① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以	□ 該当部位あり 左欄許容範囲内 →	腰壁等の高さ	
	共用廊下	上1,100mm未満の場合にあっては床面から1,100mm以上の 高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁	□ 該当部位あり 左欄をみたさない →	手すりの腰壁等からの高さ	
		等から1,100mm以上の高さに設けられていること。		手すりの床面からの高さ mm	
		② 転落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁			
		等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さ		該当する手すり子の間隔 mm	
		が800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法		該当する字すり子の間隔 mm	
		寸法で110㎜以下であること。			
		次に掲げる基準に適合していること。	□ 該当する共用階段なし(平屋建て等) □ 全適合 □ 部分適合 □ 非適合		
				5 0 0/2*A	
		用できる場合にあっては、③及び④)に掲げる基準に適合して	□ 該当しない	□ ①~④に適合	
		いること。	□ 適合 □ 非適合	□ 住戸階はエレベータ利用あり③及び④に適合	
			ロ 該当しない	けあげの寸法mm	
		と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。	□ 左欄をみたして①②適合 →	踏面の寸法mm	
			□ 左欄をみたさず①②非適合 →	※(けあげ)x2+(踏面) = mm	
		② 蹴込みが30mm以下であること。		蹴込みの寸法 mm	
		③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路	ロ 該当しない	最上段食い込み 口 なし 口 あり	
		等への突出部分が設けられていないこと。	□ 左欄をみたして③④適合 →	最下段突出部分 口 なし 口 あり	
	(-)	④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの	- + 199 + - 1 \ 120 0 d byte A		
	(2) 主たる共用	高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	□ 左欄をみたさず③④非適合 →	手すりの設置 □ 片側 □ 両側	
	の階段			手すりの踏面からの高さ mm	
		ロ 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっては、		□開放された廊下・階段なし	
		次に掲げる基準に適合していること。ただし、高さ1m以下の階段の部分については、この限りでない。	□ 該当部位なし →	□ 存在するが外部からの高さ1m以下	
		技の部分については、この限めでない。	E INTERIOR	I in an arrange of the contract of the contrac	
		① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以	□ 該当部位あり 左欄許容範囲内 →	腰壁等の高さ	
		上1,100mm未満の場合にあっては踏面の先端から1,100mm 以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあって	□ 該当部位あり 左欄をみたさない →	手すりの腰壁等からの高さ mm	
		は腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。		7 h h n n n + 7 h	
				手すりの踏面先端からの高さmm	
		② 転落防止のための手すりの手すり子で踏面の先端及			
		び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)か		該当する手すり子の間隔 mm	
		らの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔 が、内法寸法で110mm以下であること。		IIIII	
	が、アメムコスでロロロロストでののこと。				
			□ 該当部位なし(1)全住戸が出入口階	←以下及びイ~ハ記入なしで可	
		住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、	(左の基準①)		
		住戸からエレベーター又は共用の階段(1階分の移動に限	□ 左2~3行目をみたして適合 →	□エレベータで出入口階に到達	
		る。)を利用し、建物出入口の存する階まで到達でき、…① かつ、	□ 非適合	□ 1階分の階段で出入口階に到達	
		エレベーターを利用せずに住戸から建物出入口に到達できる	(左の基準②)		
		場合を除き、住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホー	□ 該当部位なし(2)EV使わず出入口	←以下及びイ~ハ記入なしで可	
		ルが、次に掲げる基準に適合していること。…②	□ イ~ハをみたす経路あり適合		
			□ 非適合		
		イ エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、次に掲げる	□ 該当部位なし(エレベータ非設置等)		
	(3)	基準に適合していること。	□ 適合 □ 非適合		
	エレベーター		□ 該当しない	エレベーター出入口の有効幅員 mm	
		① エレベーターの出入口の有効な幅員が800mm以上であること。	□ 左欄をみたして適合 →		
			□ 左欄をみたさず非適合 →		
			□ 該当しない	確保できる正方形の一辺の長さ	
		② エレベーターホールに一辺を1,500mmとする正方形の空間はない。	□ 左欄をみたして適合 →		
		間を確保できるものであること。	□ 左欄をみたさず非適合 →		
			□ 左側をかたとり非過日 □ 該当しない		
		│ □ 建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、			
		段差のない構造であること。	□ 5mmを超える段差なく適合		
	ĺ	İ	□ 5mmを超える段差があり非適合	1	l

							□ 該当しない→	□エレベータ設	備がない		
			入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合に 次に掲げる基準に適合していること。	□ ā	高低差ある	が基準対	応して適合	□ 高低差がない			
	0,7	- 10-()(1-)di)	□ 7	高低差あり	基準未対	応で非適合				
								*	複数ある場合は	は最も厳しい状況を記入	
							□ 該当しない	生じた	高低差	mm	
			配が1/12以下の傾斜路及び段が併設されており、 それぞれの有効な幅員が900mm以上であるか、又		左欄をみた	さず非適合	à →	□ 傾斜路と段の	併設で対応((③に記述)	
	は、高低差が80mm以下で勾配が1/8以下の傾斜路若しく			□ 左欄をみたして適合 →		□ 傾斜路のみで対応					
	は勾配が1/15以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が1,200mm以上であること。					設けた傾斜路勾配 1/					
							設けた個	[斜路有効幅員	i, mm		
							□ 該当しない	*	複数ある場合は	は最も厳しい状況を記入	
(3)		② 手すりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床面から の高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。			手すりを設	置して適合	; →	手すりの設置	口 片側	□両側	
エレベー					手すりの該	置がなく非	適合	手すりの床面から	の高さ	mm	
ター			が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イの				□ 該当しない	設けた傾斜路	有効幅員	mm	
		Dから	④に掲げる基準※に適合していること。	□i	適合	口非適	合	設けた段の有	効幅員	mm	
			① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法				□ 該当しない	けあげの寸法	mm		
			の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。		左欄をみた	.して①②ii	董合 →	踏面の寸法	mm		
			೬ ಆಶಾರ್ಧದ		左欄をみた	さず①②ま	⊧適合 →	※(けあけ)x2+(踏面)=	mm	
		K	② 蹴込みが30mm以下であること。					蹴込みの寸法	mm		
	(:	2)イ	③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段								
		17/3	③ 販工校の通路等への良い込み部分及の版下校 の通路等への突出部分が設けられていないこと。				□ 該当しない	最上段食い込み	ロなし	□あり	
		_			左欄をみた	:Lて34i	商合 →	最下段突出部分	ロなし	□あり	
			④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端		左欄をみた	さず34ま	⊧適合 →	手すりの設置	□片側	□両側	
			からの高さが700mmから900mmの位置に設けられて いること。					手すりの踏面から	の高さ	mm	
	1 1			i							İ

加齢対応構造等のチェックリスト(既存住宅) 【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条に規定する基準】

1. 申請事業の内容

2. /	バリア :	フリー基準への対応状況	□のある欄は、該当するものを ■に置き換えてください	□を■に置き換えてください 自由欄はなるべく具体的に記述してください	添付資料の 対応箇所等
	住宅	この規模、構造及び設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
【高	齢者の	居住の安定確保に関する法律施行規則第38%	条に規定する基準】		
1 (住宅の耳	専用部分に係る基準			
に関えてを所室の階である階で	げる基準 び脱る一 を室(なる) をなう。) なる。)	次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項 島に適合していること。ただし、便所、浴室、玄 室にあっては、日常生活空間(高齢者の利用 の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面 下「特定寝室」という。)、食事室及び特定寝 歯(接地階(地上階のうち最も低い位置に存す を除く。)にあるパルコニー、特定寝室の存す べての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる 以下同じ。)内に存するものに限る。	□ 全空間で適合または該当しない □ 部分的に非適合あり □ 適合がない		
	(L1)	(3)			
	空間 階段	手すりの設置の基準 少なくとも片側(勾配が45度を超える場合に あっては両側)に設けられていること。ただ し、ホームエレベーターが設けられている場 合にあっては、この限りでない。	□ 住戸内に階段はなく該当しない □ 階段あるがホームエレベータも設置 □ 階段があり左欄をみたして適合 → □ 階段あるが左欄をみたさず非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 1/ 手すりの設置 口 片側 口 両側 手すりの踏面からの高さ mm	
	便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	□ 設置済みで適合 □ 左欄をみたさず非適合		
	浴室	浴槽出入りのためのもの又は浴室内での姿 勢保持のためのものが設けられていること。	□ 住戸内に浴室はなく該当しない□ 設置済みで適合□ 左欄をみたさず非適合		
	玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のための ものが設置できるようになっていること。	早降を要する段差がなく、靴の履き替えも 必要としないため該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処があり適合 □ 左欄をみたさず非適合		
		衣服の着脱のためのものが設置できるよう になっていること。	□ 住戸内に脱衣所はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合 □ 左欄をみたさず非適合		
2 1	主宅の	共用部分に係る基準			
に居住 して る 部分 次の	主する場 川用する かを有す 表の(い	型賃貸住宅(賃借人(賃貸人が当該賃貸住宅 場合にあっては、賃借人及び賃貸人)が共同 居間、食堂、台所その他の居住の用に供す る賃貸住宅をいう。)にあっては、手すりが、 い項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基 いること。	□ 全空間で適合または該当しない □ 部分的に非適合あり □ 適合がない		
	(い)	(ろ)			
	空間 共用 便所	手すりの設置の基準 立ち座りのためのものが設けられていること。	□ 設置済みで適合 □ 左欄をみたさず非適合		
	共用 浴室	浴槽出入りのためのものが設けられている こと。	□ 設置済みで適合 □ 左欄をみたさず非適合		

別記様式第一号 (第三十二条第一項関係)

年 月

国土交通大臣 地方整備局長 北海道開発局長 殿 沖縄総合事務局長 都道府県知事 指定都市の長 中核市の長

> 意見 可申請 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称

終身賃貸事業認可申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)第53条第1項の規定に基づき、 法第52条第1項に規定する終身賃貸事業について別紙のとおり認可を申請します。

備考

- 45
 1. 認可申請者が独立行政法人都市再生機構である場合には国土交通大臣に、都道府県である場合には地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長に、その他の場合には都道府県知事(終身賃貸事業を行おうとする賃貸住宅の所在地を管轄する都道府県知事をいう。ただし、当該賃貸住宅の所在地が指定都市又は中核市に存する場合には、当該指定都市又は中核市の長とする。) に申請すること
- 2. 認可申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。 3. 届出書(別記様式第2号)と同時に提出することができる。

別紙

1. 賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項

次の者を終身建物賃貸借に係る賃借人とする。

- (注)「賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項」における賃借人は、法第52条第1項の規定に該当するものをいう。
- 2. 賃貸住宅の賃貸の条件に関する事項

behalter man behalten stell	1-101 X 12 4 1 70
賃貸借契約の締結 に関すること等	□書面によって契約をする建物の賃貸借であって賃借人の死亡に至るまで存続し、かつ、賃借人が死亡した時に終了する賃貸借(終身建物賃貸借)をするものであること。 □賃貸住宅の賃借人となろうとする者から仮に入居する旨の申出があった場合においては、終身建物賃貸借に先立ち、その者を仮に入居させるため定期建物賃貸借をするものであること。 □権利金その他の借家権の設定の対価を受領しないものであること。 □入居者が不正の行為によって賃貸住宅に入居したときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をするものであること。 □賃貸住宅の整備をして事業を行う場合にあっては、当該整備に関する工事の完了前に、敷金を受貸せず、かつ、終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領しないものであること。
賃貸借契約の解除 に関すること	□認可事業者は、法第59条第1項各号のいずれかに該当する場合に限り、都道府 県知事の承認を受けて、解約の申入れをすることができるものであること。 □貸借人は、法第60条各号のいずれかに該当する場合には、解約の申入れをする ことができるものであること。
その他賃貸の条件 に関すること	

(終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合)

前払金の 算定の基礎	□前払金の算定の基礎が書面で明示されるものであること。
前払金に対する 保全措置	□前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて、当該前払金に係る債 務の銀行による保証その他の国土交通大臣が定める保全指置が講じられるも のであること。

3. 賃貸住宅の管理の方法

賃貸住宅の修繕	□賃貸住宅の修繕が計画的に行われるものであること。
備付図書	以下が備え付けられるものであること。 □賃貸住宅の賃貸借契約書 □家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類その他の賃貸住宅に関する事
	業の収支状況を明らかにするために必要な書類

4. 事業が基本方針及び高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものである旨

辛来が基本力軒及び向離有層性女定権体計画に思らして選切なものである目

- (注1) 「基本方針」は、法第3条第1項に規定する基本方針をいう。
- (注2)「高齢者居住安定確保計画」は、事業が市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあっては市町村高齢者居住安定確保計画、報道府県高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域(当該市町村の区域を除く。)内のものである場合にあっては都道府県高齢者居住安定確保計画をいう。

別記様式第二号 (第四十一条第一項関係)

年 月 日

国地 北海道 高 男 の 長 世 長 長 長 長 東 東 市 の 長 市 市 の 長

殿

認 可 申 請 者 住所又は主たる事務所の所在地 氏 名 又 は 名 称

終身建物賃貸借に係る賃貸住宅届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第57条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する終 身賃貸事業の用に供する賃貸住宅について別紙のとおり届け出ます。

備考

- 1. 認可事業者が独立行政法人都市再生機構である場合には国土交通大臣に、都道府県である場合には地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長に、その他の場合には都道府県知事(終身賃貸事業を行おうとする賃貸住宅の所在地を管轄する都道府県知事をいう。ただし、当該賃貸住宅の所在地が指定都市又は中核市に存する場合には、当該指定都市又は中核市の長とする。)に届け出ること。
- 2. 認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
- 3. 終身賃貸事業認可申請書(別記様式第1号)と同時に提出することができる。

	100
11/2/11/19	244

-	賃貸住宅の名	The Tr. or White Sec. Life
	THE PERSON NAMED IN TAXABLE PARTY AND ADDRESS OF THE PERSON NAMED IN TAXABLE PARTY AND	JULY 1997 A REPORT AND THE

住宅の名称	
住居表示	
棟・住戸番号	
賃貸住宅に 関する権原	□ 所有権□ 賃借権・使用貸借による権利(期間は 年 月 日 から 年 月 日まで)

2. 賃貸住宅の戸数並びに規模並びに構造及び設備

住宅戸数	届出申請対象戸数	戸
専用部分の	(最小)	nî
床面積	(最大)	㎡ 詳細については、別添1 (共同居住型賃貸住宅の
G(L/20	共同利用設備 □あり □	場合は別添2)のとおり
設備	□共同居住型賃貸住宅として付	使用
加齢対応構造等	□基準に適合している	

- (注1) 「共同利用設備」は、居間、食堂、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室及び洗濯室のうち賃信人(賃貸 人が当該賃貸住宅に居住する場合にあっては、賃借人及び賃貸人)が共同して利用する設備をいう。
- (注2) 「共同居住型賃貸住宅」は、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人(賃貸人が当該賃貸住宅 に居住する場合にあっては、賃借人及び賃貸人)が共同して利用する賃貸住宅をいう。 (注3)届出対象戸数が1戸の場合は、「専用部分の床面積」は「(最小)」の欄に記載すること。

3. 賃貸住宅の整備の実施時期

整備の着手の年月日	年 月 日
整備の完了の年月日	年 月 日

⁽注) 賃貸住宅の整備をして終身賃貸事業を行う場合以外は記載不要。

4. 終身賃貸事業認可申請書 (別記様式第1号) の記載事項の詳細

(終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合)

前払家賃の額	円
前払家賃の 算定の基礎の詳細	
前払家賃に対する 保全措置の詳細	

⁽注) 住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

別添1

賃貸住宅の規模及び設備等

1. 専用部分の規模及び設備等

専用部分		住戸数	新築住宅					
の床面積 (㎡)	完備	便所	싉	収納	洗面	浴室	(戸)	・既存住宅 の別 ^{※2}
				L				
				L				
				_				
				L				
				\vdash				
				\vdash				

- (注1) 住戸のタイプ別(規模、設備及び新築住宅と既存住宅の別) にまとめて記載すること。
- (注2) 既存住宅の場合、「浴室」はシャワー室を含む。 (注3) 「設備」欄の「完備」は、各戸に台所、便所、収納、洗面及び浴室の全てを備えるものを表す。(ただし、既存住宅 の場合は、各戸に台所、便所、収納及び浴室又はシャワー室の全てを備えるものを表す。) ※1 有りの場合のみ○を記載すること。完備の場合は、「完備」の欄のみ○を記載すること。 ※2 新築住宅の場合のみ○を記載すること。

2. 共同利用設備

. 54F974/130XIIII									
共同利用設備※									
台所									
収納									
浴室									

※有りの場合のみ○を記載すること。

別添2

賃貸住宅の規模及び設備等(共同居住型賃貸住宅用)

1. 専用部分の規模及び設備等

٠.	47.444.54		AMERICA O BOTH A									
	専用部分			設值	簡※1			住戸数	住戸番号	新築住宅		
	の床面積 (㎡)	完備	便所	洗面	浴室	台所	洗濯室	(戸)	(該当するものを全て記載)	・既存住宅 の別 ^{第2}		
ı												

- (注1) 住戸のタイプ別(規模、設備及び新築住宅と既存住宅の別) にまとめて記載すること。
- (注2) 「浴室」はシャワー室を含む。 (注3) 「洗濯室」は洗濯場を含む。
- (注4) 「設備」欄の「完備」は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び洗濯室の全てを備えるものを表す。
- ※1 有りの場合のみ○を記載すること。完備の場合は、「完備」の欄のみ○を記載すること。
 ※2 新築住宅の場合のみ○を記載すること。

2. 共同利用設備等

共同利用認	\$備 ^{來 1}	整備箇所数	想定利用住戸の入居者 の定員**2	想定利用住戸の入居者の定員/ 整備箇所数
便所				
洗面				
浴室				
台所				
居間				
食堂				
洗濯室				

- ※1 有りの場合のみ○を記載すること。
- ※2「想定利用住戸の入居者の定員」には、届出の対象としない住戸の定員も含めること。

3. 延べ床面積等

全住戸の入居者の 定員 ^{第1}	賃貸住宅の所在する地方公共団体における 最低延べ床面積 ^{※2} (基本:全住戸の入居者の定員×15+10) (㎡)	賃貸住宅の 延べ床面積(㎡) ※1

- ※1「全住戸の入居者の定員」と「賃貸住宅の延べ床面積」には、届出の対象としない住戸の入居者の定員及び届出の対象としない住戸の床面積も含めること。
- ※2「賃貸住宅の所在する地方公共団体における最低延べ床面積」は、賃貸住宅の所在する市町村が市町村高齢者居住安定 確保計画で別に定めている場合にあってはその規模、賃貸住宅の所在する都道府県が都道府県高齢者居住安定確保計画 で別に定めている場合(賃貸住宅の所在する市町村が市町村高齢者居住安定確保計画を定めている場合を除く。)にあ ってはその規模を記載すること。